

技能講習における受講資格

標記について、労働安全衛生法に基づき、下記技能講習の申込み受付時に原則として受講資格である業務経験を満たしている者のみ受理いたします。下記の1～3の講習においては従事した業務内容について具体的に対象機械・設備名等と共に必要な従事期間を必ず記載してください。

つきましては、下記例示を参考に受講申込書の記入をお願いいたします。

<事業者証明>

証明者は各事業場の代表（代表取締役、社長、支店長、工場長、事業所長等）または社員の業務経歴を管理する者（人事部長、総務部長等）となりますので、必ず証明者の役職、氏名を記入の上、職印（事業場名と役職の入った印）を押印して下さい。

注意）職印がない場合は社印（事業場名の入った印）および証明者の個人印の両方を押印して下さい。

1. プレス機械作業主任者

【受講資格】プレス機械による作業に5年以上従事した実務経験者

【業務経歴内容】プレス機械を使用した作業に従事したことがわかるように記入

例「プレス機械を使用して〇〇部品の製造作業に従事した」

2. 乾燥設備作業主任者

【受講資格】①5年以上の実務経験者

②理科系大学を卒業し、1年以上の設計・製作検査・取扱作業実務経験者

③理科系高校を卒業し、2年以上の設計・製作検査・取扱作業実務経験者

いずれか
該当する者

注意）経験年数5年未満の方（受講資格②、③）は、理科系正規の学科を専攻していたこと（専門学校は除く）が条件。卒業した学校名とともに所属学部・履修科名を必ず記載

【業務経歴内容】乾燥設備作業に従事したことがわかるように記入

例「〇〇工程において乾燥設備の取扱い作業に従事した」

例「〇〇係として、乾燥設備の設計、製作、検査(いずれでも可)の業務に従事した」

3. 玉掛け(特例コース)

【受講資格】制限荷重1t以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が1t以上のクレーン、移動式クレーンもしくはデリックで玉掛けの補助作業業務に6ヶ月以上従事した経験を有する満18歳以上の者

【実務経歴証明】受講申込書の「玉掛けの補助作業等の実務経歴証明」欄は具体的に記載

注意）補助期間作業等の期間は受講申込み時に6ヶ月を経過していることを必ず確認

4. フォークリフト運転

【受講資格】大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許または大型特殊免許（カタピラ限定付）いずれかを有する満18歳以上の者

※年少者労働基準規則の規程により、満18歳に満たない者はフォークリフトの運転業務に就かせることは禁じられています。

【必要書類】受講資格にあるいずれかの免許証の写しを受講申込書に貼付

注意）免許証の有効期限が、受講日前に切れてしまう場合、更新後の免許証の写しを受講日前までに提出

<各種技能講習申込書の貼付写真> 修了証に使用する証明写真となります。

- ・サイズは縦3.0cm×横2.4cm（裏面に氏名を記入）
 - ・申請時6ヶ月以内に撮影したもの
 - ・上三分身、正面、脱帽、無背景、鮮明な画質のもの（サングラスや髪の毛などで顔がはっきり見えないものは不可）
 - ・写真専用の用紙を使用(普通紙使用や直接印刷は不可)
 - ・貼付の際、両面テープを使用されることをおすすめ
- 例) 運転免許証の写真のような鮮明な写真